貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社新谷組（法人番号８４３０００１０４８３６８）　代表者藤森雅雄	北海道滝川市泉町１３５番地１	本社営業所	北海道滝川市泉町１３５番地１	R7.4.23	輸送施設の使用停止（２０日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３	令和６年１１月１９日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３）	２	２
２	内陸運送株式会社（法人番号４４６０００１００１２４５）　代表者和田幸治	北海道釧路郡釧路町遠矢２丁目３２番地	本社営業所	北海道釧路市新富士町２丁目８番１８号	R7.4.23	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項　他３件	令和６年７月２３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第６項）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（３）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第１０条第２項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	２	２
	以下余白									